

専決処分の報告及び承認について

松戸市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、平成27年12月25日を施行日として地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が同日に公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日までに所要の措置を行う必要が生じたことから、特に緊急を要すると認め、市税に係る手続における個人番号の利用の取扱いを見直すことにより、納税義務者等の負担軽減に資するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

## 専 決 処 分 書

松戸市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、  
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

松戸市長 本郷谷 健 次

## 理 由

市税に係る手続における個人番号の利用の取扱いを見直すことにより、納税  
義務者等の負担軽減に資するため。

## 松戸市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第55条第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」、「個人番号又は」及び「住所若しくは居所又は」を削り、「若しくは事業所」を「又は事業所」に改める。

第89条第2項第1号及び第95条第1項第1号の改正規定を次のように改める。

第89条第2項第1号中「名称」の次に「並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」を加える。  
第89条第2項第1号及び第95条第1項第1号の改正規定の次に次のように加える。

第95条第1項第1号中「名称」の次に「並びに個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」を加える。

第133条第2項第1号、第148条第1項第1号及び第2項第1号並びに第150条第2項第1号の改正規定中「個人番号又は」、「住所又は」及び「氏名又は」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。